

福岡女子大学 トランスジェンダー学生受入れガイドライン

1 基本理念

福岡女子大学では、女性の多様なあり方を包摂する歩みを進め、志あるすべての女性に本学固有の学びへの扉を開いていくために、学部及び研究科の出願資格である「女子」に、トランスジェンダー女性*を含むことを決定しました。

本学は、高等教育の門戸が女性に対してほぼ閉ざされていた1923（大正12）年に、日本初の公立女子専門学校として創設されました。以来、性別による教育機会の不平等を是正しつつ、時代や社会の変化に対応しながら、次代の社会を牽引する「女性リーダーの育成」を基本理念に掲げてまいりました。

女性たちの声を端緒とした建学から100年を経た今、女性性及び男女性別の概念は変化し、性の多様なあり方が社会に受け入れられつつあります。建学の歴史と大学の基本理念を踏まえて、こうした社会環境の変化を捉えるとき、公立の女子高等教育機関として、多様性を包摂する歩みを進めることとしました。

本学は、新たな受入れにあたり、これまで以上に全ての学生が心おきなく学業やキャンパスライフに打ち込める環境づくりと、一人ひとりのプライバシーの保護が不可欠であると認識しています。学生やその家族等の意見や意向を丁寧に聴きながら、施設・設備の整備、ガイドライン等の策定とその適切な運用など、きめ細かな配慮と準備を進めてまいります。

トランスジェンダー学生を含む本学の全ての女子学生が共に学ぶための環境を整えていく過程と新しい環境での学びは、本学が標榜する感性豊かでグローバル・マインドを持つ人材の育成とともに、多様性を包摂する社会の実現に貢献するものと信じます。

*身体的性に基づく戸籍上の性別は男性であるが、女性としてのジェンダーアイデンティティを持つ人。

2 出願資格

本学の学部及び研究科の出願資格における「女子」には、戸籍上の性別が男性であって、ジェンダーアイデンティティが女性である者（トランスジェンダー女性）を含んでいます。出願希望者に対しては、出願前に事前面談及び出願資格審査を実施します。

3 事前面談及び出願資格審査

出願を希望する者は、本学が別途定める手続き（「トランスジェンダー学生受入れの手引き」に記載）に基づき、期限内に事前面談及び出願資格審査の申し出を行うものとします。提出した書類に虚偽があった場合は、入学後でも入学を取り消すことがあります。

本人の希望がある場合は、出身高等学校等（中等教育学校、専修学校の高等課程等）において受けていた支援内容の引き継ぎについて、出身高等学校等と適切に連携を図ります。

4 トランスジェンダー学生受入れに係る組織の設置

トランスジェンダー学生の受入れを適切かつ円滑に進めるため、全学的な方針決定を行う「福岡女子大学トランスジェンダー学生受入委員会」、事前面談及び出願資格確認を行う「トランスジェンダー学生面談部会」並びに入学後の学修及び学生生活上の支援を行う「トランスジェンダー学生対応部会」を設置しています。

入学後の学修や学生生活に支障が生じないように、本人と大学が協議を重ねたうえで環境調整を行います。

5 学籍情報の管理と通称名の使用

（1）個人情報の厳重管理とプライバシー保護

ジェンダーアイデンティティ及び戸籍上の性別情報は、プライバシー情報として、「公立大学法人福岡女子大学における福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程」及び「公立大学法人福岡女子大学が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規則」の規定に基づき厳重に管理します。本人の同意なく第三者（教職員を含む）にこれを提供することは、原則としてありません。

（2）通称名の公的使用

本人の申し出に基づき、学内表記及び呼称においては通称名の使用を認めます。通称名の使用範囲（学生証、名簿、成績表等）及び申請手続きの詳細は、「福岡女子大学における学生の通称名使用に関する要綱（仮）」に定めます。

（3）戸籍上の性別が必要な手続きへの支援

教員免許状や国家試験、奨学金の申請等において、制度上、戸籍上の氏名や性別の記載が必須となる場合は、本人に事前に説明のうえ、申請上の不利益が生じないように最大限の支援を行います。

6 学修環境の整備（講義・実験・実習・宿泊）

大学は、トランスジェンダー学生が他の学生と等しく教育を受けられるよう、講義、演習、実験、実習や宿泊を伴う研修等において、本人の希望を聞き取った上で、可能な範囲で必要な支援を行います。具体的な支援内容（更衣室、個別部屋、実習先との調整等）及び調整プロセスについては、別途定める「トランスジェンダー学生受入れの手引き」に基づき、本人と各担当部署・教員が連携して決定します。

7 留学・学外実習について

事前に学外の受入れ先との調整を行い、本人の承諾に基づき、必要最小限の範囲で情報提供を行います。留学中、実習中に不利益や不安が生じた場合には、受入れ先と協議し、本人の希望を聞き取った上で、留学先の大学が許容する範囲で必要な支援を行います。

8 学生生活における支援（施設・課外活動・健康診断）

（1）トイレ・更衣施設

トイレ・更衣施設の利用について、施設の整備状況等を踏まえつつ必要な支援を行います。

なお、学内各所に、誰でも使用できる多目的トイレを設置しています。

（2）課外活動

各競技団体や大会等の規程に準拠しつつ、本人の希望を聞き取った上で、可能な範囲で必要な支援を行います。

（3）健康診断

毎年4月に実施する健康診断において、本人の申し出に基づき、個別対応を行います。

9 初年次全寮制「国際学友寮なでしこ」における生活支援

本学の特色の一つである初年次全寮制教育において、多様な学生が共同生活や交流を通して多元的なものの見方、考え方、コミュニケーションの力を身につけられるよう、関係する全ての学生を支援します。

当面は個室（キッチン、トイレ、シャワー付）への入寮とし、その後の状況を踏まえてユニット共同生活への移行の可否を検討します。

10 キャリア・就職活動支援

ダイバーシティ・インクルージョンに関する企業の実践等の情報を収集し提供するほか、学生が自ら情報収集するための方法を示す等、必要な支援を行います。

Ⅰ Ⅰ 理解促進・アウティングの防止

(1) 学生・教職員の理解促進

在学生及び教職員に対し、性の多様性と人権に関する継続的な学習・研修の機会を設けます。また、学内の多様な意見や不安に耳を傾け、建設的な意見交換の場を設けるなど、対話を通じて幅広く理解と共感を得るプロセスを重視します。

(2) アウティングの防止

ジェンダーアイデンティティの情報を本人の同意なく、第三者に暴露すること（アウティング）や、カミングアウトを強要することや、差別的言動を行うことは個人の尊厳を深く傷つけるハラスメント行為です。本学はこれらを絶対に許さず、規則に基づき厳正に対処します。

また、相談を受けた教職員による偶発的なアウティングを防ぎ、守秘義務を守りながら、本人の承諾に基づき専門部署と適切に連携するための「トランスジェンダー学生受入れの手引き」を策定し、実践的な研修を実施します。

(3) 相談窓口

性に関する多様な相談（当事者自身の悩み、周囲の対応、環境調整等）について、全ての学生、保護者及び教職員が安心して相談できる専門の相談窓口が学内外にあります。

相談窓口では、本人の意向を尊重し、必要に応じて学内外の関係機関と連携をしながら学修及び学生生活に必要な環境調整を行います。

Ⅰ Ⅱ ジェンダーアイデンティティの変化への対応

入学後にジェンダーアイデンティティが変化した場合であっても、それを理由に退学等の不利益な処分を課すことはありません。変化や揺らぎに伴う学生生活上の課題については、相談窓口において継続的なサポートを行います。

Ⅰ Ⅲ ガイドラインの見直し

本ガイドラインが実効的に機能するよう、社会情勢や学内の状況変化を踏まえ、トランスジェンダー学生受入委員会において適宜見直しを行います。